

令和 8 年 9 月 1 日

各 部（局） 長

新宿区副区長

寺 田 好 孝

鈴 木 昭 利

（公 印 省 略）

令和 9 年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響に加え、金融資本市場の変動など引き続き注視を要する局面にある。

区財政においては、令和 7 年度一般会計決算において、特別区民税等一般財源の増加や特別区債の活用などにより、財政調整基金の取崩しを行うことなく、実質単年度収支は 3 年ぶりに黒字へ転じた。一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は 80.6%と前年度から 2.2 ポイント改善しているものの、依然として適正水準及び特別区平均を上回る状況が続いている。

また、区財政を取り巻く環境は、特別区交付金等の一般財源が景気動向の影響を受けやすいことに加え、国による不合理な税制改正の影響拡大も懸念されるなど、直近の決算状況をもって今後の歳入動向を楽観視することはできない。

さらに、社会保障関連経費の増加をはじめ、激甚化する災害に備えた防災・減災対策、D X の推進や脱炭素化への対応に加え、令和 7 年度作成の施設白書では、今後の区有施設の更新に多額の財政負担が見込まれるなど、多岐にわたり行政需要の増大が見込まれ、区財政は予断を許さない状況にある。

こうした状況にあっても、令和 9 年度は、総合計画の総仕上げに取り組むとともに、次期基本構想の策定を通じて新たな区政の将来像を示しつつ、現下の区民生活や地域の喫緊の課題にも迅速かつ的確に対応し、区民生活の安定と地域経済の持続的な発展を支え、社会経済情勢の変化に機動的に対応していかなければならない。

そのためには、現場を担う職員一人ひとりが区民ニーズを的確に把握し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想で、区政の将来像を見据えつつ事業の検証を行い、実効性の高い行財政運営と財政対応力の更なる強化を図る必要がある。

したがって、令和9年度予算は、「健全な区財政の運営を基本とし、総合計画の総仕上げに取り組むとともに、健やかで心豊かな暮らしと地域への愛着を実感できる魅力あるまちづくりに向け、新たな区政の礎を築く予算」と位置付け、第一に、社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、限られた財源を効果的かつ重点的に配分すること、第二に、徹底した事務事業の見直しと経費の削減に取り組み、将来需要に的確に対応するための強固な財政基盤の確立を目指すことを基本として編成する。

よって、予算の見積りにあたっては、下記の事項に留意のうえ、別に定める期日までに見積りを提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 全ての事務事業について、その実績と成果を行政評価も踏まえて点検し、簡素化・効率化を図り、事業のあり方や実施体制などを検証し、根本的に見直すとともに、デジタル技術や公民連携等の活用による業務の効率化・省力化についても積極的な導入を図ること。

また、経費の見積りにあたっては、決算や執行状況などを十分に分析し、的確に見積もること。

- 2 実行計画事業については、計画策定の趣旨を踏まえ、最小の経費で事業目標を達成するよう、適切な見積りを行うこと。
- 3 新規・拡充事業については、一般財源充当目途額の範囲内で、スクラップアンドビルドを徹底し、既存事業の見直しにより財源を捻出すること。

ただし、的確な成果指標の設定に基づく進取果敢な取組として「レバレッジ強化事業」に認められた場合には、各部の一般財源充当目途額とは別枠で事業費を措置する。

- 4 事業者から取得する見積りについては、内容を十分に検証し、必要に応じて仕様を変更するなど過大な要求とならないよう精査すること。

- 5 委託・工事請負契約等（指定管理協定含む）については、新宿区公契約条例の趣旨を踏まえ、別途定める依頼に基づき、適正な価格で的確に見積もること。
- 6 施設整備等については、原則として、公共施設等総合管理計画及び中長期修繕計画に基づき、必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行うとともに、良好な景観の形成や地球温暖化対策についても留意し、関係部課との調整を図った上で、所要の額を見積もること。

特に、工事費積算については、設計段階において機能性・メンテナンス性の高い手法の採用や仕様の見直しなどの特段の精査を行い見積もること。

なお、施設建設費に併せて、完成後の維持管理経費を算定し、後年度負担が最も少なくなるよう考慮すること。
- 7 区出資の財団等については、団体の自主性と自立性を高め、収入の確保及び事業の効率化を図るなど経営努力をより一層促すとともに、外郭団体調書を活用し、事業計画を十分精査の上、補助及び委託の内容、方法等を見直し、所要の経費を見積もること。
- 8 施設の管理費については、指定管理料積算調書を活用し、引き続き施設管理契約の仕様等委託内容の見直しを行うとともに、指定管理者事業評価の結果を踏まえ、的確な管理運営費を見積もること。
- 9 国及び都補助事業については、その予算編成の動向に留意し、確実な財源確保に努めるとともに、よりの確な経費を見積もること。
- 10 区単独の事業補助金については、原則として、新たな創設は行わないこと。また、行政評価の状況を踏まえ、別に定める基準により適切な見積りを行うこと。
- 11 「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、建築物における省エネルギー対策等の徹底を図ること。
- 12 情報システム関係経費については、区民サービスの向上及び事務事業の簡素効率化の観点から、現在進展している新たなデジタル技術についても積極的な活用を検討すること。
- 13 事務事業の見直しにより、定型的業務や専門的業務の委託等、民間活力の積極的な導入を進め、職員定数や経費を的確に見積もること。
- 14 内部管理経費については、決算実績に基づき、徹底した削減に努めること。
- 15 受益者負担の適正化を含め、財源の的確な捕捉を行い、収入増加に努めること。

また、区税及び保険料等収入については、増収計画等に基づき引き続き徴収努力を行い、収入の確保に努めること。

16 限られた財源の戦略的、重点的な配分を促進する観点から、別に定める「令和9年度予算編成手法について」に基づき、見積りを作成すること。

17 経費については、次に定めるところにより見積もること。

(1) 一次経費

ア 人件費、公債費 別に定める基準により、所要額を見積もること。

イ 指定管理料を計上する事業、外郭団体への補助金を計上する事業
指定管理料積算調書、外郭団体調書等を活用し、決算実績等を踏まえ、所要額を見積もること。

ウ その他の経費 一般財源充当日途額の範囲内で所要額を見積もること。

(2) 二次経費

ア 計画事業 計画事業内示額を上限として、所要額を見積もること。

イ 設備整備等 時期及び必要性を厳しく見極め、的確に所要額を見積もること。

ウ レバレッジ強化事業
別に定める基準により、所要額を見積もること。

(3) 下記経費については、特に目的・必要性・規模等を厳しく精査した上で見積もること。

ア 事務管理経費

旅費（近接地内・近接地外・費用弁償）、需用費（消耗品費・印刷製本費・修繕費）、役務費（郵便料・電信料）、使用料及び賃借料、備品購入費

イ その他

報酬、時間外勤務手当、報償費（講師謝礼）、役務費（施設管理役務費・その他役務費）、委託料（施設管理委託料・その他委託料）、工事請負費（維持修繕工事費）